

デジタル技術を活用した食品等寄附の促進  
に関する連携協定

神奈川県  
コケナワホールディングス株式会社  
一般社団法人サイクルストック

## デジタル技術を活用した食品等寄附の促進に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）、コケナワホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及び一般社団法人サイクルストック（以下「丙」という。）はデジタル技術を活用した食品及び製品寄附の促進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携して、デジタル技術の活用による食品及び製品寄附の取組を促進し、企業・団体から発生する食品ロスの削減や製品の過剰在庫等の有効活用を図ることにより、本県における循環型社会の形成に寄与することを目的とする。併せて、食品及び製品の主な寄附先をこども食堂などの社会的な支援が必要な県内施設等とすることにより、社会福祉の増進を図る。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品ロス まだ食べられるにも関わらず、廃棄されてしまう食品のことをいう。
- (2) 県内施設等 こども食堂や児童養護施設など社会的に支援が必要な施設をいう。
- (3) 寄附物品マッチングプラットフォーム 乙及び丙が所有する、企業・団体が寄附する食品及び製品とそれを求める利用者をマッチングするデジタルプラットフォーム。

### （連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、関係法令等に反しない範囲で、次に掲げる事項において相互に連携するものとする。

- (1) 県内施設等への寄附物品マッチングプラットフォームの導入促進に関すること。
- (2) 県内施設等における寄附物品マッチングプラットフォームの活用状況等に関すること。
- (3) 県内施設等の情報に関すること。
- (4) 寄附物品マッチングプラットフォームに寄附する事業者の参加促進に関すること。
- (5) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認めること。

### （守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （情報の開示）

第5条 乙及び丙は、乙及び丙の提供する寄附物品マッチングプラットフォームの利用希望県内施設等に対して、情報セキュリティ対策を含め、同プラットフォームに関する十分な説明や適切な情報の開示に努めるものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の内容の変更又は解除は、甲、乙及び丙のいずれかの申出に基づき、甲、乙及び丙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団、個人等をいう。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、本協定を解除した者は、本協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が3者押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和7年8月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 愛知県清須市西枇杷島町芳野1-32

コケナワホールディングス株式会社

代表取締役 苔縄 義宗

丙 愛知県清須市西枇杷島町芳野1-32

一般社団法人サイクルストック

代表理事 水村 彩音